

2019年4月25日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様

株式会社 北陸銀行
取締役頭取 庵 栄伸



申入書への回答について

2019年3月22日付の「申入書」への回答を、以下の内容で行わせていただきます。

記

貴法人からの申入内容	当行のカードローンの「カードローン NOW 契約書(当座貸越契約書)」第9条1項7号及び「ほくぎんカードローンクイック・マン契約規定」第14条1項7号の相続開始時の期限の利益の喪失条項を検討した結果、当該条項は消費者契約法第10条に抵触し無効であると考えます。
当行回答	<ol style="list-style-type: none">1. 北陸銀行では、当該条項が直ちに消費者契約法第10条に抵触し無効とは考えていないが、お客さま本位で対応する観点より、「カードローン NOW 契約書(当座貸越契約書)」「ほくぎんカードローンクイック・マン契約規定」等より、相続開始時の期限の利益の喪失条項を削除する。2. 本件により、相続の開始のみでは、相続人は期限の利益を喪失しないことになる。3. 債務不履行が生じた場合等、相続の開始以外の期限の利益喪失時の取り扱いに変更はない。
実施日	2019年5月

以上

